

公益社団法人日本口腔インプラント学会における 基本財産の運用益の用途に関する規程

平成22年11月11日制定

(目 的)

第1条 この規程は、基本財産の運用益の用途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使 途)

第2条 基本財産の運用益の用途は、定款第5条に定める事業の実施に限定する。

(補 則)

第3条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行